

**【 特に重点措置を講じる区域の飲食店の方 】****飲食店に対するまん延防止等重点措置適用に関するQ & A**

**Q 1** まん延防止等重点措置区域における特に重点措置を講じる区域（以下「重点区域」）の飲食店では、協力金の支給要件は変わるのか？

**A 1** 重点区域の飲食店に対しては、「カラオケ設備の利用」と、「酒類の提供」を、いずれも終日行わないこと（持ち込みも含む。）が新たに要請されることから、これらのことは新たな支給要件となります。

なお、以下の項目については、これまでと同様の支給要件です。

- ・要請期間の全期間、県内の全店舗で20時までの時短営業（お客様に退店していただくこと）に全面的に協力すること。
- ・食品衛生法上の有効な許可を有し、且つ、時短要請期間の全てを通して有効であること。
- ・通常の営業終了時刻が20時を越えていること。
- ・業種別ガイドラインを遵守し、適切な感染防止対策を講じること。

**Q 2** 重点区域以外の市町の飲食店でも同じような追加要請があるのか？

**A 2** 重点区域以外の市町の飲食店でも、カラオケ設備の終日利用の停止が要請されていることから、支給要件として追加になります。

**Q 3** 酒の提供、カラオケの利用など、要請内容が一つでも守られていなければ協力金はもらえないのか？

**A 3** 要請内容の全てに協力していただいていることが協力金の支給要件ですので、支給要件が一つでも満たされていない場合、県内の全店舗に対し、協力金は支給されません。

**Q 4** 重点区域にある店舗だが、元々酒の提供もしていないし、カラオケ設備も持っていない。このような店舗でも、時短要請に応じれば3万円～10万円の協力金がもらえるのか？

**A 4** そのような場合でも、支給要件を満たしていれば重点区域に適用される単価の協力金が支給されます。

**Q 5** 重点区域については、5月11日までの時短営業に協力した場合、協力金の単価はどうか？

**A 5** 重点区域については、5月9日以降は、まん延防止等重点措置適用後の要請の対象となりますので、重点区域の単価が適用されます。詳しくは「[こちら](#)」(←リンクあり)をご覧ください。

**Q 6** 重点区域については、5月11日までの時短要請に対する協力金の申請はどうすればいいのか？また、5月9日以降の要請に対する協力金の申請はどうか？

**A 6** 重点区域については、4月26日からの時短要請は5月8日までが適用されますが、この分の申請については、時短要請期間終了後の5月12日から6月18日(消印有効)まで受付を行います。申請に必要な手続きの詳細は、県のホームページに掲載します。

また、5月9日からの要請に対する協力金の申請手続きに関する詳細は、5月31日の要請期間終了後に公表しました。

**Q 7** 4月26日～5月8日の時短要請でも協力金を申請するが、5月9日～31日の時短要請の申請書を提出する際は、もう一度同じ書類を提出しなければならないのか？

**A 7** 申請手続きは5月8日までのものと5月9日以降のものでそれぞれ別々に行っていただく必要がありますので、申請書につきましては、改めてご提出いただくこととなります。

申請手続きを2回していただくことで、お手数をおかけすることとなりますが、重複する添付書類の省略等、できるだけ申請に係る負担を軽減できるように検討いたしますので、ご理解をお願いいたします。

**Q 8** 4月26日からの時短要請には協力しなかったが、まん延防止等重点措置の適用を受けたことも考慮し、5月9日からの要請には協力しようと思う。この場合でも、5月9日からの分の協力金は支給されるのか？

**A 8** 4月26日からの時短要請に協力していただいていたか否かに関わらず、5月9日からの要請に応じていただき、協力金の支給要件を全て満たす場合は、5月9日以降の要請に対する協力金をお支払いします。

**Q 9** 4月26日からの時短要請には協力しなかったが、まん延防止等重点措置の適用を受けたことも考慮し、5月9日からの要請には協力したいと考えている。しかし、準備が間に合わず、5月9日開始には間に合わなかった。この場合、協力金は支給されないのか？

**A 9** 重点区域の店舗に対する要請については、5月9日～5月11日の間は準備期間としていますので、5月9日に間に合わない場合でも、遅くとも5月12日までに重点区域に対する要請へのご協力を開始していただき、協力金の支給要件を全て満たす場合には、開始の日から5月31日までの協力金をお支払いします。

**Q 10** 4月26日以降、県の要請に応じて時短営業を行ってきた。5月9日からまん延防止措置等重点区域になっていたことは知っていたが、酒類の提供やカラオケ設備の利用ができないことを知らずに、5月9日～11日にお客様に提供してしまった。この場合、協力金は支給されないのか？

**A 10** まん延防止等重点措置の重点区域については、4月26日～5月11日を対象に行った時短要請は5月8日で打ち切ることにし、5月9日から5月31日は、まん延防止等重点措置にもとづく協力金制度の適用となります。

ただし、お客様への周知などの準備が必要であることを考慮し、5月31日まで重点区域の飲食店に対する要請（20時までの時短営業・酒類の提供及びカラオケ設備の利用を行わない等）に協力していただくのであれば、5月9日～11日までは準備期間として取り扱い、5月12日までに協力を開始していただいた飲食店には協力金を支給します。

**Q 11** カラオケボックスも要請の対象になるのか？

**A 11** 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている飲食店が要請の対象ですので、これらの営業許可を取って営業している店舗であれば、カラオケボックスなども対象となります。

**Q 12** ホテルが宿泊客のみに酒類を提供するのは可能か？

**A 12** 宿泊客のみに酒類を提供することは要請の対象外です。

Q 1 3 店舗において感染防止対策を講じているか否かは支給の要件に含まれるのか？

A 1 3 業種別ガイドラインに沿って適切な感染防止対策を講じていただいていることは、協力金の支給要件となります。